

平成 21 年度決算の基づく東村健全化判断比率及び資金不足比率
の公表について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定によ
り、東村健全化判断比率及び資金不足比率を次のとおり公表します。

1 健全化判断比率 (単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (15.00)	— (20.00)	7.8 (25.0)	— (350.0)

備 考

(1) 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は、「—」にて記載しています。

(2) 早期健全化基準を () 内に記載しています。

2 資金不足比率 (単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率
東村簡易水道事業特別会計	— (20.0)

備 考

(1) 資金不足額がない場合は、「—」にて記載しています。

(2) 経営健全化基準を () 内に記載しています。

本村においては、すべての指数が早期健全化基準及び経営健全化基準を下回っておりお
りませんが、引き続き健全な財政運営に努めてまいります。